

鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画

平成19年12月

鳥 取 県

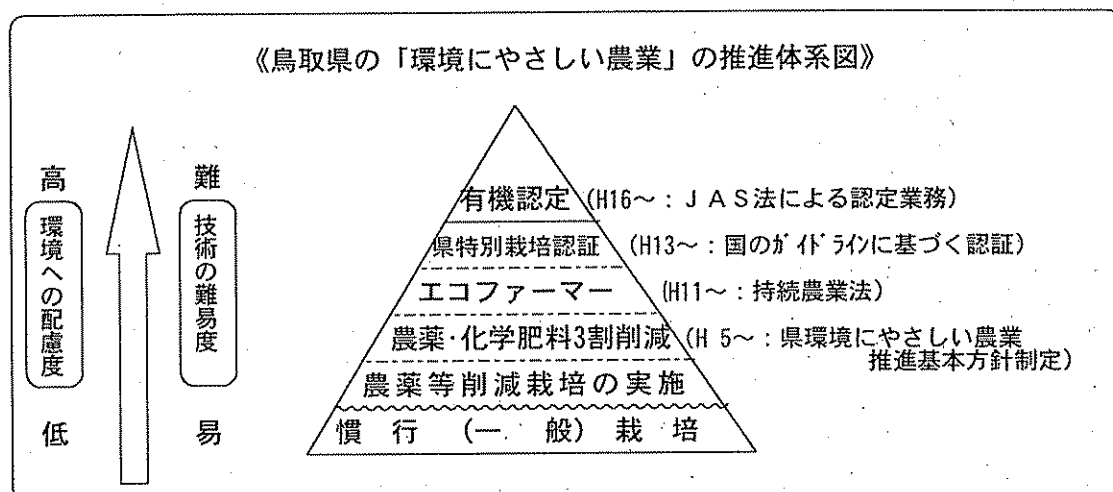
目 次

第1	有機・特裁の現状と課題	1
第2	推進計画の主旨・目的	2
第3	推進目標	2
第4	推進施策	5
1	生産者が取り組みやすい環境づくり	5
	(1) 生産のための体制づくり	5
	(2) 有機・特裁農家の育成	5
	(3) 生産者間のネットワークづくり	5
	(4) 地域資源の有効活用	5
2	技術の開発と普及	5
3	消費者の理解の促進	6
4	販路の確保	6
第5	推進体制	6
1	県の役割	6
2	市町村、農業団体等の役割	6
第6	その他推進に必要な事項	7
1	有機・特裁農家等の意見の反映	7
2	基本計画の見直し	7
(参考資料)		
○用語の説明		10
1	有機農産物とは	10
2	鳥取県特別栽培農産物とは	10
3	エコファーマーとは	10
4	有機農業の推進に関する法律とは	11
5	有機農業の推進に関する基本的な方針とは	11
	・有機農業の推進に関する法律	12
	・有機農業の推進に関する基本的な方針の概要	14
	・有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について	17
○有機・特裁農家の生産・販売等に関する実態調査結果		24
○有機・特裁の流通・販売実態調査結果		28
○「鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会」アンケート結果		30
○「有機農業研究会イン鳥取県」アンケート結果		33
○鳥取県有機・特別栽培農産物推進協議会設置要綱		36

鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画

第1 有機・特裁の現状と課題

- 鳥取県は、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物への消費者ニーズの高まりや、環境問題への関心を背景に、農薬や化学肥料に過度に依存しない環境に調和した農業を推進するため、平成5年4月に「鳥取県環境にやさしい農業推進基本方針」を定め、平成13年までに農薬・化学肥料の3割削減を目標に施策を推進してきました。
また、平成11年に、国が土づくりと農薬・化学肥料の削減を一体的に行う農業者を認定するための制度（エコファーマー）を制定したことに伴い、本県も、エコファーマーの育成に取り組んできました。
- 平成13年に、県は国のガイドラインに基づき農薬・化学肥料を5割以上削減した農産物を認証する鳥取県特別栽培農産物認証制度を創設し、平成16年には県が有機農産物認定機関の登録を受けるなど、「環境にやさしい農業」を積極的に取り組む農家の活動に対し支援し、特に、特別栽培農産物の認証制度は有機農業に取り組むために必要な前段階の制度と位置づけ推進してきました。



- その結果、エコファーマーは73団体（平成19年8月現在）、特別栽培農産物の認証面積は667ヘクタール（138団体、平成19年3月現在）、有機農産物の認定面積は32ヘクタール（12団体、平成19年11月現在）となり、環境に配慮した生産者の取り組みが広がりつつあります。

【有機農産物認定実績】（平成19年11月現在）

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
認定件数	5	7	8	8	7	10	12
認定面積 (ha)	14	17	22	22	21	28	32

【鳥取県特別栽培農産物認証実績】（平成19年3月末現在）

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18
水稲	41	101	147	269	360	434
：団体数	2	13	29	39	55	66
野菜(大根、トマト等)	68	90	195	263	270	233
：団体数	8	17	33	84	98	72
合計	109	190	342	533	630	667
：団体数	10	30	62	123	153	138

注) 上段：面積 (ha)

下段：団体数は延べ数、同一者による水稲と野菜等の申請数は水稲に含む

- しかしながら、有機農産物・特別栽培農産物（以下「有機・特裁」という。）を取りまく環境は、①栽培技術が確立されていない、品質の低下、収量が少なく不安定、病害虫対策が大変、除草作業などの労力や時間がかかる、といった技術的な問題が解決されておらず、また、②販路情報がなく高く売れない、③農家間のつながりや地域間の連携がない、④消費者に有機・特裁制度が伝わっていないなど、流通から消費に至る過程での課題も多く、近年は面積、取組団体数とも伸び悩んでいます。
- 一方、「こだわりの農産物が生産できるしPRしやすい」、「有機のニーズはかなりある」といった農家の声や、これまで流通のない有機しいたけ、味のよい特裁、農薬不使用特裁を求めるバイヤーの声など、個性（特徴）のある農産物は、生産面、販売面で魅力も高く、市場からも注目されています。
- 特に、生産から販売面において、奥日野米のように産地が一体となって取り組み、ブランド米として消費者に定着した事例が見受けられますが、ほとんどは、ごく限られた流通・販売業者や消費者に知られているだけであり、中には慣行農産物と一緒に販売されている実態もあります。
- また、消費者にとって有機・特裁は、「安全・安心」とのイメージが強く、環境負荷の低減、生物多様性の保全といった本来の機能に対する理解は十分ではありません。さらに、購入に当たり「価値を感じない、信頼できない、品質が悪い」といった評価や、「有機マークや特裁のマークを知らない」、「店で売っていない」などの声もあり、多くの課題が見受けられます。
- こうした状況を踏まえ、国は、有機農業の確立・発展を目的に平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」を施行し、さらに、同法第6条の規定に基づき、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、全国的に推進することとしています。

第2 推進計画の主旨・目的

- 本県では、県内農業者が有機・特裁など「環境にやさしい農業」に容易に取り組み、また、消費者がその方法によって生産される農産物を容易に入手できるようにするため、有機・特裁農家、その他関係者及び消費者等の意向・要望を基に、このたび、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定しました。
- 今後は、この推進計画に基づき、透明性、公平性の確保に留意しつつ、有機・特裁農家、その他の関係者及び消費者等の協力を得ながら、鳥取の豊かな自然環境の中で生産される、特色ある有機・特裁農産物等の生産振興を推進していくこととします。

第3 推進目標

「有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積750ヘクタール」を目指し、この目標の達成に向け、

- ① 生産者が取り組みやすい環境づくり
 - ② 技術の開発と普及
 - ③ 消費者の理解の促進
 - ④ 販路の確保
- の4つの課題を設定し、生産・販路・消費の拡大に向けた具体的な施策を講じていきます。

1 生産者が取り組みやすい環境づくり

- 有機・特裁の栽培は、これまで先駆的な生産者の長年の経験の中で開発された、その土地の条件にあった栽培方法で行われ、また、独自で販路を開拓し販売されるなど、個々の取り組みに違いがあります。そのため、生産者間でのつながりや情報交換が乏しく、生産者間の連携を強化していく必要があります。また、農薬や化学肥料を使用しないか、又は減らした農法のため、地域内での取り組みへの理解や協力も必要となります。

《有機・特裁農家の声》

- ・有機農家はこだわりがあるので、ノウハウは提供してもらえない
- ・栽培面積を増やし地域ブランドで県外にも出荷したい
- ・集落を巻き込み「有機の里づくり」をしたい
- ・特裁賛同農家を募り、規模拡大したい
- ・有機農家が集まった技術交流会を開催してほしい
- ・生産者間で意見交換できる場があれば生産者の底上げにつながる

2 技術の開発と普及

- これまで、有機・特裁の栽培技術の開発は、実践農家の自主的な活動で支えられてきましたが、その技術はほとんど体系化されておらず、土づくりから育苗管理、除草、害虫対策、さらに、収量の不安定さ、経費・労力の過多など多くの課題を抱えています。
- 有機・特裁を推進していくためには、まず、これら技術的な課題を克服し、地域にあった技術を実証していく必要があります。

《有機・特裁農家の声》

- ・有機は土によって栽培方法が異なり、ほ場ごとに判断するのが難しい
- ・どういう土だとどういう病気になるのか
- ・土の微生物と病気の発生の関わりについて研究してほしい
- ・ぼかし肥や土づくりの研究もしてほしい
- ・堆肥内の雑草種子対策
- ・安定した食味となる栽培技術
- ・有機用の育苗技術を開発してほしい
- ・栽培面の課題は、除草と病害虫対策
- ・マルチ栽培については資材費のかからない栽培技術を確立してほしい
- ・収量が減る（慣行の1～3割減）

3 消費者の理解の促進

- 有機・特裁を推進していくためには、環境負荷の低減、生物多様性の保全といった機能や、有機・特裁の制度・仕組みを伝えるよう、消費者の理解を促進していく必要があります。

《有機・特裁農家の声》

- ・県HPに生産者情報を掲載してほしい
- ・消費者に農家の苦勞（除草対策等）をPRしてほしい
- ・消費者PR不足 制度をPRしてほしい
- ・消費者に特裁マーク・制度を周知してほしい、消費者が知らないの特裁を作るメリットがない
- ・交流会で意見交換したい

(参考) 〈有機農産物等生産行程管理担当者等講習会 (H19. 6/22) のアンケートから〉

- ・有機農業を目指す目的
有機農業がこれから伸びていくことを期待して…20%
消費者からの要望…11%

〈有機農業研究会イン鳥取県 (H19. 9/21) でのアンケートから〉

- ・特裁マークを知らない、何のマークか知らないと回答…41%
- ・有機マークを知らない、何のマークか知らないと回答…25%

4 販路の確保

- 有機・特裁農家は、収量が少なくなる分、慣行農産物よりも高く販売できる販路を希望していますが、販路に関する情報が少ないため、地元直売所での販売が中心となっています。一方、有利販売している農家は、自ら販路を開拓し、一部のバイヤーや消費者、加工業者等との信頼関係による直接取引が行われていますが、県内外への流通・販路は充実していないのが現状です。
- 有機・特裁農家が安定した経営を展開していくためには、需要を的確に捉えた販路開拓に取り組むことが重要となります。

《有機・特裁農家の声》

- ・有機のニーズはかなりある
- ・高値で販売できることでこだわった米づくりができる
- ・有利販売につながるような量を確保したい
- ・特裁は販路がない、値段が安い、評価されない
- ・栽培面積を広げたいが、販路拡大が難しい
- ・消費地への輸送コストが高い
- ・流通業者などと協力し、流通経費削減につながる仕組みづくりをしてほしい
- ・商談会に参加したいが、ロットが少ないので参加していない
- ・販売方法について情報がほしい 提供できる情報があれば提供する

- また、有機・特裁農家は、消費者の安全・安心嗜好の高さから、需要が高まることを期待しています。一方、バイヤー等から特徴のある農産物を求める声や、消費者から「品揃えが悪い、売っている店が分からない、価格が高い」という声もあります。
- また、健康食品として位置づけられるらっきょうや、流通体制が整っている米、白ねぎ、ブロッコリーなど県特産品の有機・特裁を求める意見もあります。
- 有機・特裁農家が増え、安定した経営を展開していくためには、流通・販売・消費情報を的確に捉え、連携・協力した体制の下で推進する必要があります。

《販売店の声》

- ・奥日野米のような新しい地域ブランド米がほしい
- ・今の有機農産物の取扱いは、農産物全体の0.16%程度とわずか
- ・有機野菜は慣行の1.2倍高まで 値頃感が求められる
- ・有機の葉物需要は高い
- ・百貨店では、周年、店に出し欠品を避けたい
- ・特裁だけでは魅力を感じない、プラス味(おいしさ)の特徴を求める
- ・特裁の中でも無農薬など、こだわりの特裁であれば扱いたい
- ・県が国の基準で認証する農産物なら信用する
- ・少量でもしいたけのような市場にない有機農産物は面白い、扱いたいと思う

《団体、加工、流通業者の声》

- ・もともと健康食品のらっきょうを有機・特裁で生産できないか
- ・米、白ねぎ、ブロッコリーなど物流体制が整っている農産物の技術開発

(参考) 〈有機農業研究会イン鳥取県(H19.9/21)でのアンケートから〉

- ・有機や特裁農産物を優先して買うかた…20%
- ・ほとんど買わないかた…40%
- ・買わない理由
価値を感じない、品質が悪い、信頼できないと回答したかた…18%
価格が高いため買わないと回答したかた…21%

第4 推進施策

1 生産者が取り組みやすい環境づくり

生産者間の結びつきを強め、有機・特裁農家が、安定した生産・経営を展開していくため、生産体制の整備、情報交換の場づくりを支援します。

(1) 生産のための体制づくり

- ① 有機・特裁の生産に必要な技術の導入を支援するため、堆肥等の生産・流通施設及び機械等の整備を支援します。
- ② 国の「持続性の高い農業生産方式導入に関する法律（エコファーマー）」に基づく計画の策定を生産者に積極的に働きかけ、計画策定及び実施に必要な指導及び助言や農業改良資金の貸付等による支援を行います。
- ③ 農地・水環境保全向上対策により、地域でまとまって環境負荷を大幅に低減しようとする生産者グループを支援します。
- ④ 「環境にやさしい農業」実践農家に有機・特裁の認証制度を積極的に活用するよう働きかけます。

(2) 有機・特裁農家の育成

- ① 有機・特裁を志向する農家等に適切な技術指導及び助言ができるよう、有機実践農家を相談員として登録し、志向農家の相談に応じられるようにします。
- ② 有機・特裁農家と連携し、認証の基準や作物別の栽培技術等についての研修会、講習会を開催します。
- ③ 技術開発や情報発信のため、定期的な研修を実施するとともに、技術情報データベースを構築し、生産者間での情報の共有化を図ります。
- ④ 有機・特裁を志向する就農希望者が円滑に就農できるよう、農業大学校等での研修教育の実施、就農支援資金の貸付けによる支援を行います。

(3) 生産者間のネットワークづくり

- ① 有機・特裁農家に適切な指導を行うことで、地域ぐるみで生産・出荷し、有機・特裁ブランド構築に発展するよう、有機・特裁農家や市町村と連携・協力し、実践ほ場の見学会・勉強会を進めるなど地域のネットワークづくりを支援します。

(4) 地域資源の有効活用

- ① 土壌診断による有機物施用指導など、地域の実情に応じた健康な土づくりを推進します。
- ② 堆肥化施設を整備した畜産農家と、堆肥を利活用する耕種農家とのマッチングを支援し、耕畜連携を推進します。

2 技術の開発と普及

栽培技術を開発し普及していくため、有機・特裁農家の協力を得ながら、現場に適用するための試験研究・普及体制を整備します。

- ① 試験場に有機・特裁の担当部署を新たに設置します。また、各普及所に窓口担当普及員を配置するなど研究・指導体制を強化します。
- ② 県特産のらっきょうなどで、病害虫に強い品種の開発に努めます。
- ③ 有機・特裁農家の技術に対する課題、要望及び関係者の意見を的確に把握し、試験研究課題を設定するよう努めます。
- ④ 有機・特裁農家が開発した栽培技術や他機関で開発された技術・成果を科学的に解明するための実証試験を行い、技術的な課題を検証します。
- ⑤ 地域・現場に適用した栽培技術を普及するため、各普及所ごとに農家が実施するモデル展示ほを設置します。
- ⑥ ホームページ上にデータベースを整備し、有機・特裁に関する有用な技術・研究成果等の情報提供に努めます。
- ⑦ 改良普及員に対し、有機・特裁に関する技術及び知識を習得させるための研修を充実させ、生産現場への的確な情報発信に努めます。

3 消費者の理解の促進

消費者交流会や直売所などで消費者との交流を図りながら、豊かな自然環境の中で生産される有機・特裁の制度や栽培管理の難しさなど、有機・特裁農家と共に普及・啓発に努めます。

- ① インターネットや直売所、量販店などで販売している有機・特裁農家の情報を県のホームページで消費者に提供します。
- ② 有機・特裁セミナーの開催や各種イベント、新聞、TV等を活用し、正しい知識の普及啓発に努めます。
- ③ 食育、地産地消、消費者交流会などの各種イベントで、有機・特裁農家と連携しながら制度・情報の普及・啓発を行います。
- ④ 有機・特裁農家が開催する消費者交流会・勉強会を支援し、消費者への情報発信に努めます。

4 販路の確保

農業団体との意見交換会や商談会、販売店舗の紹介など、流通業者とのマッチングを実施し、販路の拡大を図るとともに、消費者が求める魅力ある農産品づくりに向け、流通業者、販売業者及び消費者の課題や意見などを把握できる体制を整備します。

- ① ホームページ等で、販路に関する情報交換の場を提供するなど、販路開拓を支援します。
- ② 商談会等の開催により、流通・販売業者とのマッチングを行います。
- ③ 有機・特裁農産物を流通・販売業者が積極的に活用するよう働きかけ、制度の普及・啓発に努めます。
- ④ セミナー、シンポジウムなどを通して意見交換を行い、連携に努めます。
- ⑤ ホームページに有機・特裁販売店や生産・出荷情報データベースを整備し、販路情報の提供に努めます。
- ⑥ 消費者のニーズを把握するため、流通・販売業者の協力を得て実施するイベント、フェア等への積極的な参加を働きかけます。

第5 推進体制

1 県の役割

有機・特裁の生産、流通、販売及び消費に必要な施策を、計画的かつ効果的に推進するとともに、生産者、消費者、流通関係者及び学識経験者等で構成する「鳥取県有機・特別栽培農産物推進協議会」を設置し、進捗管理、推進施策の見直しを行います。

2 市町村、農業団体等の役割

市町村や農業団体等は、有機・特裁における生産、流通、販売及び消費動向等に関する施策・情報を共有し、地域の有機・特裁生産者の動きを把握するとともに推進への取り組みを支援します。

第6 その他推進に必要な事項

1 有機・特裁農家等の意見の反映

推進に当たり、現地調査や有機・特裁農家との意見交換、農業団体・流通関係者・消費者等関係者の意見や考え方などを積極的に把握し、意見を当該施策に反映させるよう努めます。

2 基本計画の見直し

この基本計画の実施期間は、平成22年度までのおおむね4年間とします。ただし、有機・特裁を取り巻く情勢や目標達成状況、施策推進状況等により、推進に関する方策は随時見直すこととします。

